都立高等学校等の支援制度のお知らせ

（令和6年4月）

しゅうがくしえんきん
就学支援金
授業料

《授業料が無料になります。》

対象：区市町村民税の「課税標準額」×６％－区市町村民税の「調整控除の額（※）」が30万4200円未満の世帯
※お住まいが政令指定都市の場合は、調整控除の額に3/4を乗じて計算します。

審査：７月（年１回）（新１年生は４月と7月の年２回）

※　国が保護者に代わり授業料を学校に支払います。保護者が直接受け取るものではありません。

※　支給期間の上限は、全日制課程は36月、定時制・通信制課程は48月となります。

就学支援金を受給できない方へ

じゅぎょうりょうめんじょせいど
授業料免除制度

《授業料が無料になります。》

就学支援金が所得要件により受給できない場合、東京都の授業料免除制度により、授業料を全額免除します。

※　所得要件以外の要件（在学期間等）を満たさないことにより就学支援金の受給資格を得られない方は、免除の対象外です。

しょうがく　きゅうふきん
奨学のための給付金
教科書費・教材費・
学用品・通学用品　等

《通学に必要な経費を補助します。》

対象：生活保護受給世帯及び
区市町村民税の所得割と都道府県民税の所得割が非課税の世帯

手続：９月中旬締切（年１回）

きゅうふがたしょうがくきん
給付型奨学金
資格取得費用・
検定試験費用　等

《無料で対象事業に参加できます。》

対象：生活保護受給世帯及び
区市町村民税の所得割額と都道府県民税の所得割額を合算した金額が8万5500円未満の世帯

手続：３月（新１年生は４月）（年１回）

給付方法：各学校が指定する選択的教育活動に必要な経費を東京都が保護者に代わり支払います（限度額有り）。

※　保護者が現金を直接受け取るものではありません。

いくえいしきん
育英資金
その他の教育費

《教育費全般に対する貸付金》

手続：4月中旬～

貸付方法：指定する口座へ月額1万8000円を振込みます。

※　貸付金のため高等学校等卒業後返還義務が生じます。

※　お問合せは公益財団法人東京都私学財団へお願いします。

た　しえんじぎょう
その他支援事業

東京都教育委員会ホームページでは、
奨学金事業実施団体等の支援制度を紹介しています。
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html

※お問合せは各奨学金制度実施団体へお願いします。

東京都教育委員会

世帯ごとの支援額

（全日制課程の生徒の場合）

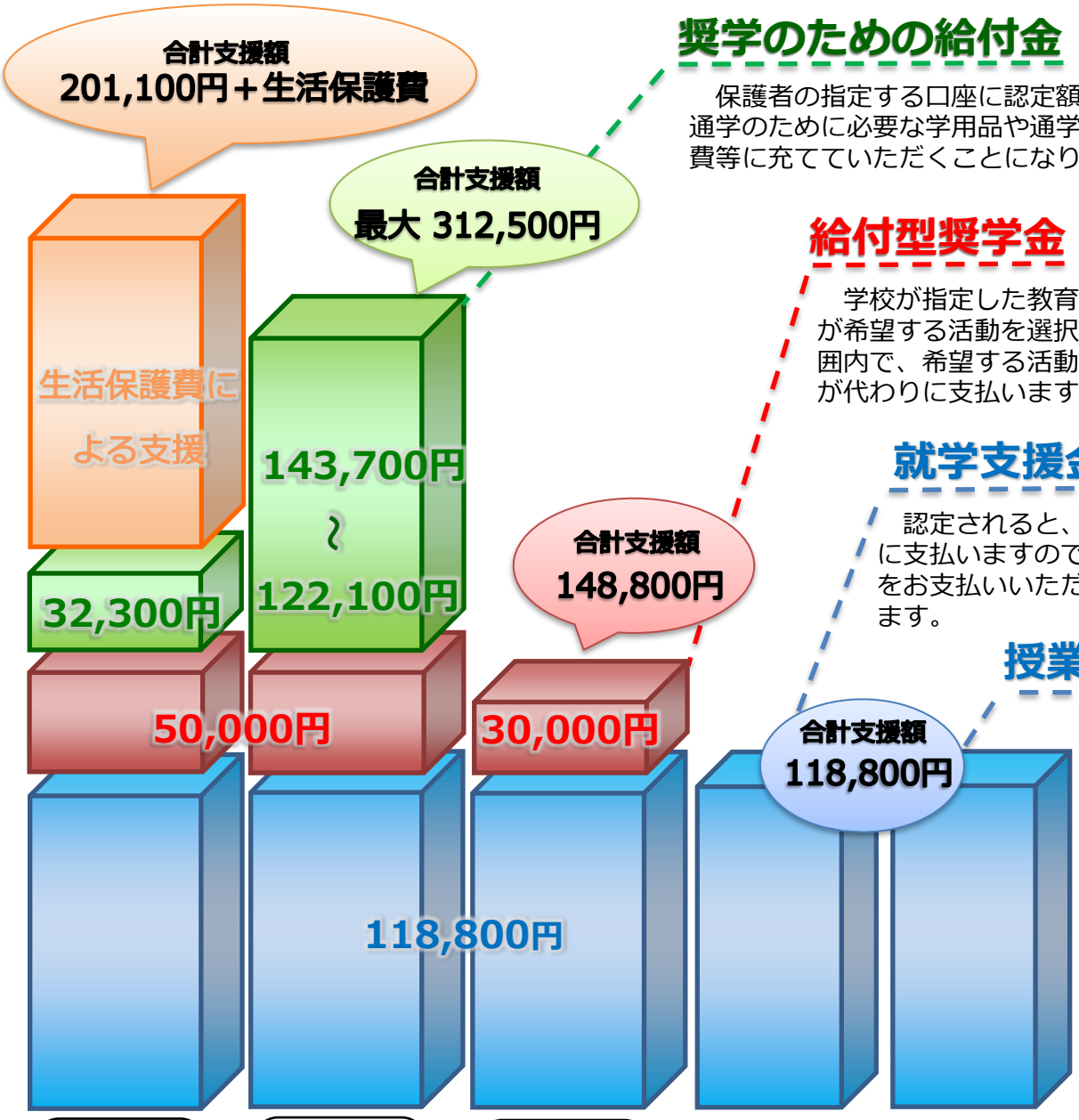

奨学のための給付金

保護者の指定する口座に認定額を振り込みます。通学のために必要な学用品や通学用品、教科外活動費等に充てていただくことになります。

給付型奨学金

学校が指定した教育活動の中から、生徒が希望する活動を選択します。認定額の範囲内で、希望する活動に係る費用を東京都が代わりに支払います。

就学支援金

認定されると、国が授業料を学校に支払いますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

授業料免除制度

認定されると、授業料が全額免除されますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

生活保護受給世帯	約270万円未満	約350万円～約270万円	約910万円～約350万円	約910万円以上	おおよその世帯年収

※各支援制度を受けるには、必ず申請が必要となります。

※年収は目安であり、世帯構成員等により変動します。

※令和6年度現在のものであり、審査基準や支給・給付額が変更になる可能性があります。

※申請書類の配布や手続は、入学された都立高等学校等で行います。

※東京都教育委員会ホームページでは、その他就学を支援する事業を紹介しています。

（https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/enrollment_support.html）

東京都教育委員会HP

東京都教育委員会